

○高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成16年2月1日
規則第10号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成10年規則第67号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第2条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第1号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置等の許可)

第3条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設(設置・変更)許可証(第2号様式)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第4条 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第3号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査等)

第5条 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により使用前の検査をし、法第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第6条 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第4号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第7条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第5号様式)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第8条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項に規定する届出書は、一般廃棄物の最終処分場埋立処分終了届出書(第6号様式)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第9条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第7号様式)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第10条 市長は、法第9条第5項の規定により一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準命令」という。)第1条第3項に規定する技術上の基準に適合していることについて確認したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第11条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(第8号様式)により行うものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第12条 第10条の規定は、市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場について準用する。この場合において、同条中「法第9条第5項」とあるのは「法第9条の3第11項において読み替えて準用する法第9条第5項」と読み替えるものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第13条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(第9号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第14条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第10号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第15条 市長は、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを許可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第16条 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、合併・分割認可申請書(第11号様式)によるものとする。

(合併又は分割の認可)

第17条 市長は、法第9条の6第1項の規定により許可施設設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(相続の届出)

第18条 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書(第12号様式)によるものとする。

(再生利用業の指定申請等)

第19条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号に規定する指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(第13号様式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第20条 指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書(第14号様式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(指定の期限等)

第21条 指定及び前条第1項の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(指定証の交付)

第22条 市長は、指定をし、又は第20条第1項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証(第15号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出)

第23条 再生利用指定業者は、第19条の規定による申請の内容(事業の範囲を除く。)に変更が生じたときは、速やかに再生利用業変更届出書(第16号様式)により市長に届け出なければならない。

(再生利用業の廃止の届出)

第24条 再生利用指定業者は、その廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに再生利用業廃止届出書(第17号様式)により市長に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設に係る準用規定)

第25条 第5条、第10条及び第15条の規定は、産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に定める字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第5条	第8条の2第5項	第15条の2第5項
	第9条第2項	第15条の2の6第2項
	第8条第2項	第15条第2項
第10条	第9条第5項	第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項
	第1条第3項	第2条第3項
第15条	第9条の5第1項	第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第26条 法第19条の11第1項に規定する最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(第18号様式)によるものとする。

2 法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(第19号様式)により行うものとする。

(許可証等の書換えによる交付等)

第27条 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第7号及び様式第7号の2)、産業廃棄物処分業許可証(省令様式第9号及び様式第9号の2)、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第13号及び様式第13号の2)、特別管理産業廃棄物処分業許可証(省令様式第15号及び様式第15号の2)又は産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証(省令様式第20号)(以下「許可証等」という。)の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じたときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による届出(事業の全部の廃止に係るものを除く。)をしたとき。
 - (2) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により氏名又は住所(法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更に係る届出をしたとき。
 - (3) 第23条の規定による届出をしたとき。
 - (4) 第24条の規定により事業の一部の廃止に係る届出をしたとき。
- 2 市長は、前項の規定による返納を受けたときは、当該変更に係る記載事項を書き換えた許可証等を当該返納した者に交付するものとする。
(許可証等の返納)

第28条 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出をしたとき。
 - (2) 法第9条の2の2第1項又は法第15条の3の規定による許可の取消しがあったとき。
 - (3) 法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可が効力を失ったとき。
 - (4) 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による事業の全部の廃止の届出をしたとき。
 - (5) 法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しがあったとき。
 - (6) 第21条に規定する期限の到来により指定の効力を失ったとき。
- 2 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、変更前の許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を受け、かつ、第3条の規定による一般廃棄物処理施設の設置(変更)許可証の交付を受け、又は省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5の規定による許可証の交付を受けたとき。
- (2) 第20条第1項の規定による認定に係る指定証の交付を受けたとき。
(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第29条 法第15条の2の5の規定により産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を行おうとする者は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(第20号様式)により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(第21号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。
- 3 第1項の届出事項に変更等があったときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(第22号様式)により市長に届け出なければならない。
(身分証明書の有効期間)

第30条 法第19条第3項の規定による証明書の有効期間は、交付の日から起算して2年とする。
(提出書類等の部数)

第31条 法、省令及びこの規則により市長に提出する書類及び図面の部数は、正副2通とする。
(その他)

第32条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、指定その他の手続は、この規則の相当する規定によってなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に高知市再生利用個別指定業者に関する要綱を廃止する要綱(平成16年2月1日制定)による廃止前の高知市再生利用個別指定業者に関する要綱の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、同日以後においては、この規則の相当規定により行ったものとみなす。
(春野町の編入に伴う経過措置)
- 4 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に効力を有する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和54年高知県規則第53号)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為のうち、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、別に定めのあるものを除き、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

- 5 編入の際現に春野町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱(平成13年5月1日春野町制定。以下「春野町要綱」という。)の規定に基づき一般廃棄物再生利用業の指定を受けている者は、当該指定の期間は、旧春野町の区域に限り、市長の指定を受けたものとみなす。
 - 6 前項に定めるもののほか、編入の日前に春野町要綱の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。
 - 附 則(平成20年1月1日規則第42号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成24年9月1日規則第83号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成26年3月15日規則第17号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 第1号様式(第2条関係)

第1号様式（第2条関係）

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		年 月 日
高知市長 様		
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		印
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		第 号
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
埋立地の面積		m^2
埋立容量		m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

(第2面)

	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
--	--	--

△一般廃棄物 処理施設の 維持管理に 関する計画 に係る事項	排ガスの性状及び放流水の 水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設 の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画に係る事項（一般 廃棄物の最終処分場である場合）			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の 処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方 法に関する事項			

(第3面)

申請者（個人である場合）			
氏名 (ふりがな)	生年月日	本 住	籍 所
	年月日		
(法人である場合)			
名称 (ふりがな)		住	所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
氏名 (ふりがな)	生年月日	本 住	籍 所
	年月日		
(法人である場合)			
名称 (ふりがな)		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
氏名 (ふりがな)	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
	年月日		
	年月日		
	年月日		
	年月日		
役員（申請者が法人である場合）			
氏名 (ふりがな)	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
	年月日		
	年月日		

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株		出資の額		
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		
割			合	本	籍

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本	
		住	籍

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 法第8条第3項に規定する調査の結果を記載した書類並びに省令第3条第5項に規定する書類及び図面を添付すること。

※手数料欄

第2号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

一般廃棄物処理施設（設置・変更）許可証			
年 月 日			
様			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 第9条第1項 の規定により、設置 変更 の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。</p>			
高知市長 印			
許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。 		

第3号様式(第4条関係)

第3号様式(第4条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書		
年 月 日		
高知市長 様		
申請者 住所 氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(法第9条第2項により準用される場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を関係図面を添えて申請します。		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
設 置 場 所		
竣 功 の 年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
添付図面及び書類	1 竣工図面 (施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図)	受 付 欄
	2 その他参考となる書類又は図面	

第4号様式(第6条関係)

第4号様式（第6条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書		年 月 日
高知市長 様		
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		印
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日		年 月 日
許可番号		第 号
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 前
		変 更 後
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		第 号
※事務処理欄		

（第2面）

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所

	年 月 日		
(法人である場合)			
名	(ふりがな) 称	住	所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
氏名	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍 所
		住	所
		年 月 日	
(法人である場合)			
名	(ふりがな) 称	住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
氏名	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍 所
		役 職 名 ・ 呼 称	住 所
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
役員 (申請者が法人である場合)			
氏名	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍 所
		役 職 名 ・ 呼 称	住 所
		年 月 日	
		年 月 日	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	株		出資の額	
		保有する株式の数又は出資の金額	割	本	籍
	年 月 日			住	所
	年 月 日				
	年 月 日				

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本		籍
		役職名・呼称	住	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 法第9条第2項において準用する法第8条第3項に規定する調査の結果を記載した書類並びに省令第5条の3第3項に規定する書類及び図面を添付すること。

※手数料欄

第5号様式(第7条関係)

第5号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日
高知市長	様	届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
<p>一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>		
一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号	
変更の内容 (軽微な変更等がある場合)	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△省令第5条の4(省令第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更	
廃止若しくは休止又は再開の理由 (廃止若しくは休止又は再開がある場合)	(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日 (廃止若しくは休止又は再開がある場合)	年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄		
備考		
1 ※欄は記入しないこと。		
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		
4 省令第5条の4の2第2項又は第5条の9の2第2項に規定する書類及び図面を添付すること。		

第6号様式(第8条関係)

第6号様式（第8条関係）

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
高知市長 様	届出者 住所 氏名 印 （法人及び市町村にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">電話番号</div>
設 置 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日 第 号</div>
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">m m m</div>
※ 事 務 処 理 欄	

(裏)

埋立処分の方法	
---------	--------------

埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種 類	数量 (m ³)	性 状
備考			
1 ※欄は記入しないこと。 2 省令第5条の5第2項又は第5条の10第2項において準用する第5条の5第2項に規定する書類及び図面を添付すること。			

第7号様式(第9条関係)

第7号様式（第9条関係）

(表)

設 置 場 所	
<p style="text-align: center;">一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印 (法人及び市町村にあつては、名称及び代表者の 氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	年 月 日 第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種 類
	数 量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積 埋立ての深さ m ² m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	

火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事 務 処 理 欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、基準命令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 保有水等とは、基準命令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。 4 覆いとは、基準命令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。 5 省令第5条の5の2第2項又は第5条の10の2第2項において準用する第5条の5の2第2項に規定する書類及び図面を添付すること。	

第8号様式(第11条関係)

第8号様式(第11条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設設置届出書		年 月 日
高知市長	様	
	届出者 名称 代表者の氏名	印
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p>		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出の年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

(裏)

△一般廃棄物	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成す	
--------	--------------------------------------	--

処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	ることとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 4 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図 5 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図 		
備考			
<ol style="list-style-type: none"> 1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 			

第9号様式(第13条関係)

第9号様式（第13条関係）

（表）

一般廃棄物処理施設変更届出書		年 月 日			
高知市長 様					
届出者 名称 代表者の氏名		印			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。					
一般廃棄物処理施設の設置の場所					
一般廃棄物処理施設の種類					
届出の年月日		年 月 日			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類				
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変 更 前			
		変 更 後			
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> $m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ </td> <td style="text-align: center;"> $m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3 </td> <td style="text-align: center;"> 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3 </td> </tr> </table>	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$				
埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3				
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画					
変 更 の 理 由					
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日			

（裏）

--	--

※ 事 務 処 理 欄	
備考	<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</p> <p>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</p> <p>(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</p> <p>(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</p> <p>(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値</p> <p>4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p> <p>6 省令第5条の8第2項に規定する書類及び図面を添付すること。</p>

第10号様式(第14条関係)

第10号様式（第14条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書		年 月 日
高知市長	様	
申請者 住所 氏名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号		印
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日	
※ 譲受け等の許可番号	第 号	
※ 事務処理欄		

（第2面）

申請者（個人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所 住 所

	年 月 日		
(法人である場合)			
名	(ふりがな) 称	住	所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
氏名	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所 住 所
		年 月 日	
(法人である場合)			
名	(ふりがな) 称	住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
氏名	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 所 住 所
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
役員 (申請者が法人である場合)			
氏名	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 所 住 所
		年 月 日	
		年 月 日	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき。）

発行済株式の総数	株		出資の額		
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
割			合	住	所
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 省令第5条の11第2項に規定する書類を添付すること。

※手数料欄

第11号様式(第16条関係)

第11号様式（第16条関係）

(第1面)

合併・分割認可申請書	
高知市長	様
	年 月 日
	申請者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 印
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。	
① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※ 許可の年月日	年 月 日
※ 許可番号	第 号
※ 事務処理欄	

(第2面)

⑧ 申請者		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

	年 月 日		
	年 月 日		
⑨ 法第7条第5項第4号りに規定する役員			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所	
	年 月 日		
	年 月 日		
⑩ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

(第3面)

⑪ 政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

氏名 (ふりがな)	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
	年月日	
	年月日	
	年月日	
	年月日	

⑫ 合併後存続する法人又は合併により設立される法人において、法第7条第5項第4号りに規定する役員となる者

氏名 (ふりがな)	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
	年月日	
	年月日	
	年月日	
	年月日	

(第4面)

⑬ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
	年月日			
	年月日			

⑭ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
	年月日		
	年月日		
	年月日		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 ⑨から⑭までの欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 ⑨及び⑭の欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 省令第5条の12第2項に規定する書類を添付すること。

※手数料欄	
-------	--

第12号様式(第18条関係)

第12号様式（第18条関係）

(表)

相 続 届 出 書		年 月 日
高知市長	様	
届出者 住所 氏名 電話番号		印
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
被 相 続 人 と の 続 柄		
被相続人の氏名及び死亡時の住所		氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
相続の開始の日		年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		

(裏)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所

	年 月 日		
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	年 月 日		
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		
	年 月 日		
	年 月 日		
政令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		
	年 月 日		
	年 月 日		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 省令第6条第2項に規定する書類を添付すること。			

第13号様式(第19条関係)

第13号様式 (第19条関係)

再生利用業指定申請書		年 月 日
高知市長	様	申請者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則		印
ので、次のとおり申請します。		第2条第2号 第2条の3第2号 第9条第2号 第10条の3第2号 の規定による指定を受けたいの
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別 取り扱う（一般・産業）廃棄物の種類	
事務所（事業場）の名称及び所在地		
再 生 利 用 の 目 的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種 類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方 式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出事業者の氏名又は名称及び所 在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び 所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び 所在地	
	再生活用により得られる有用物の 利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 欠格事項に関する申立書
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 6 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 8 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 9 市税等納税証明書

担当者名	
連絡先	電話

第14号様式(第20条関係)

第14号様式 (第20条関係)

再生利用業変更認定申請書		年 月 日	
高知市長	様		
	申請者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	印	
高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第1項の規定により、次のとおり申請します。			
指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号	第 号		
変 更 の 内 容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う(一般・産業)廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変 更 の 理 由			
再生に係る再生利用の方法			
変 更 に 係 る 取 引 関 係			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 欠格事項に関する申立書
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 6 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 8 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 9 市税等納税証明書

担当者名	
連絡先	電話

第15号様式(第22条関係)

第15号様式(第22条関係)

再生利用業指定証

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 {

 第2条第2号

 第2条の3第2号

 第9条第2号

 第10条の3第2号
 } の規定により、

次のとおり再生利用業の指定を受けた者であることを証明します。

年 月 日

高知市長

印

記

1 指定年月日 年 月 日

2 指定番号 第 号

3 事業の範囲

(1) 再生活用及び再生輸送の別

(2) 取り扱う(一般・産業)廃棄物の種類

4 再生利用の方法

5 取引関係

第16号様式(第23条関係)

第16号様式(第23条関係)

再生利用業変更届出書		
		年 月 日
高知市長	様	
申請者		印
住所		
氏名		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号		
高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第23条の規定により、次のとおり再生利用業の変更について、次のとおり届け出ます。		
指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
事務所及び事業場の所在地		
再 生 利 用 の 目 的		
再 生 利 用 の 方 法		
取 引 関 係		
担当者名		
連絡先	電話	

第17号様式(第24条関係)

第17号様式(第24条関係)

再生利用業廃止届出書	
年 月 日	
高知市長 様	
申請者 住所 氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条の規定により、次のおり再生利用業の ^{全部} _{一部} の廃止について、次のおり届け出ます。	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
(全部・一部)の廃止年月日	年 月 日
廃止した事業の範囲	

第18号様式(第26条関係)

第18号様式(第26条関係)

廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳					
設 置 者	住所	管 理 者	住所	許可の年月日及び 許可番号 又は届出 の年月日	年 月 日
	氏名		氏名		第 号
	(法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)		(法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)	設置場所	
	電話番号		電話番号	最終処分 場の種類	
	埋立地の面積		m ²	埋め立てた廃 棄物の種類及 び量	種 類
	埋立ての深さ		m		量
	覆土の厚さ		m	埋め立てた廃 棄物の性状に 関し、特に注 意すべき事項	
	埋立処分の方法				
	埋立処分開始年月日		年 月 日		
	埋立処分終了年月日		年 月 日		
	廃止の確認年月日		年 月 日		
	廃止の確認に係る水 質検査の結果				

第19号様式(第26条関係)

第19号様式(第26条関係)

廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書 年 月 日	
高知市長 様	請求者 住所 氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第26条第2項の規定により、 次のとおり台帳の閲覧を請求します。	
閱 覧 台 帳	最終処分場の設置者
閱 覧 台 帳	最終処分場の設置場所
閲覧の理由及び目的	

第20号様式(第29条関係)

第20号様式（第29条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書		年 月 日
高知市長 様		
届出者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号		印
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋められている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	埋立地の面積 残余の埋立容量	$m^2/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ m^2 m^3
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。）の見込み		
※ 事 務 処 理 欄		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 省令第12条の7の17第3項に規定する書類を添付すること。

第21号様式（第29条関係）

第21号様式（第29条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書 年 月 日 様 高知市長 印 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受理しました。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	

第22号様式（第29条関係）

第22号様式（第29条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書	
年 月 日	
高知市長	様
届出者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
印	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出の内容を変更等したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	
一般廃棄物の処理の事業の廃止理由	
一般廃棄物の事業の廃止年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 省令第12条の7の17第4項の規定に基づき交付された受理書を添付すること。
- 3 変更があったときは、変更があった省令第12条の7の17第3項に規定する書類を添付すること。